

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 123 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市浅野南及び斗ノ内地先	浅野浦漁協
	〃	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから310度1,300メートルの点	
	〃	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで		
	〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

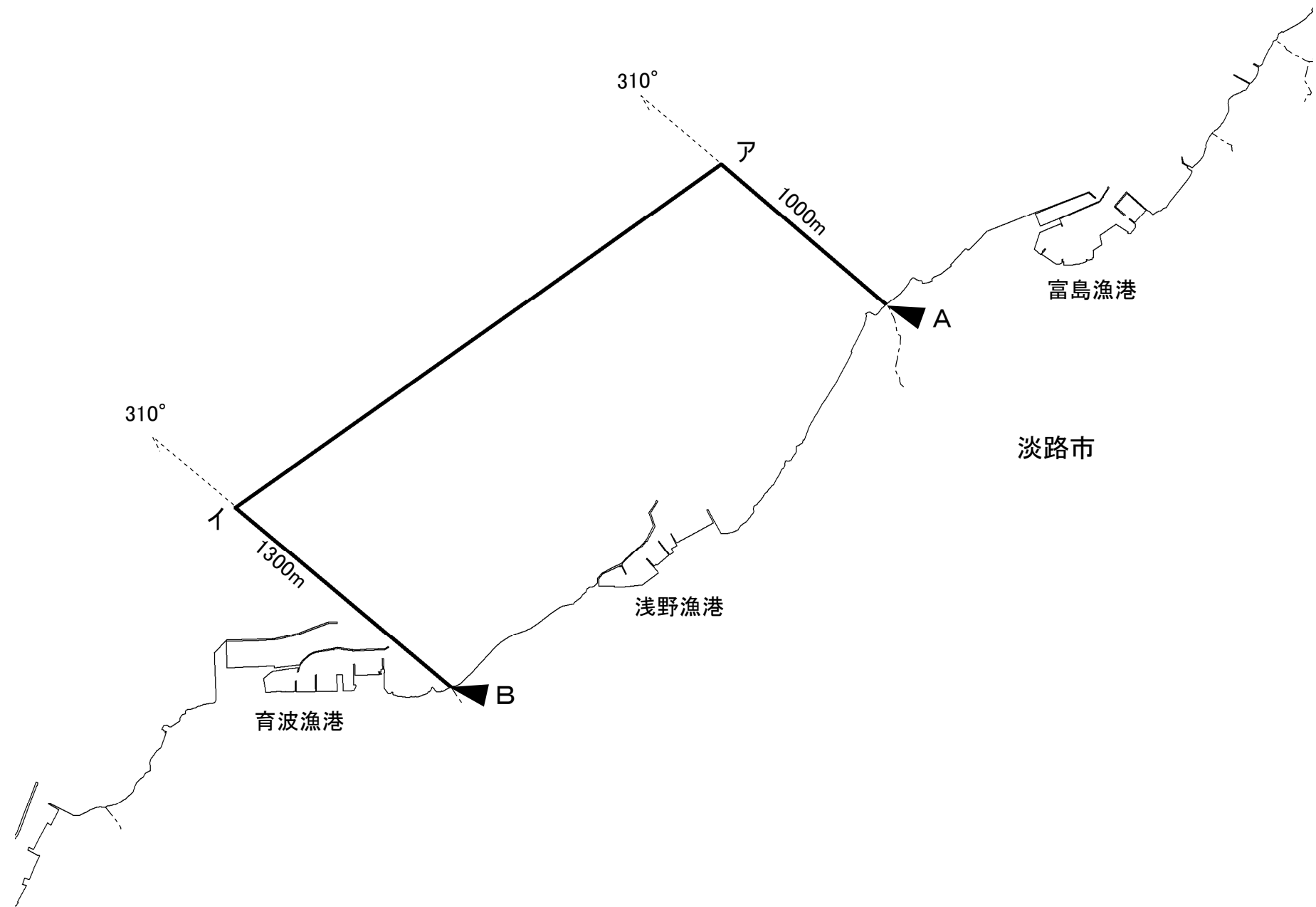
付 記

※ 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第 1 2 3 号
漁場の位置 淡路市浅野南及び斗ノ内地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線
によって囲まれた区域

点の位置
A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界
B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界
ア Aから310度1,000メートルの点
イ Bから310度1,300メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第 1 2 3 号漁場

